

## 2023年度（公財）SGH財団奨学金

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象：東南アジア諸国（ASEAN加盟国）の国籍を有する者</li><li>・学年：学部3年生、修士課程1年生、博士後期課程2年生（2023年4月時点。春入学者のみ。）</li></ul> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 2022年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。 また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。ただし、成績不良によらない休学をしたことに伴う原級・在籍原級・留籍についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 2022年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）であること。</p>
推薦者数	4名（内訳；学部3年生：1名、修士課程1年生：1名、博士後期課程2年生：2名）
学内締切（厳守）	2023年4月6日（木）17：00
提出書類	<p>それぞれ該当する募集要項をよく確認し、以下の2点を提出すること。<b>記入は、全て自筆（手書き）です。</b></p> <p>① 申請書（学部課程：様式1-1及び1-2、修士課程：様式2-1及び2-2 博士後期課程：様式3-1及び3-2）</p> <p>② 推薦理由書（学部課程：様式1-3、修士課程：様式2-3、博士後期課程：様式3-3）</p> <p>* 学内選考通過者については、その後、学業成績証明書、在学証明書、在留カード（写）を提出いただきます。</p>
提出先	国際教育事務室（駿河台・和泉・生田）または中野教育研究支援事務室
重要事項	<u>日本政府及び他機関からの奨学金は併給不可。</u>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野教育研究支援事務室（中野キャンパス低層棟3階）へ問い合わせることとし、<b>直接、当該財団に問い合わせないでください。</b></p> <p>(4) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p>
個人情報の取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 奨学金担当 TEL:03-3296-4146 Email:isupport@meiji.ac.jp

## 2023 年度

# 私費外国人留学生奨学生募集要項

2023 年度奨学生募集について、日本の大学の学部もしくは大学院修士課程等に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

### 記

#### 1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2023 年 4 月 1 日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

- （1）学部生は、3 年次及び 6 年制学部コース（医・歯・獣医・薬学部）の 5 年次に進学する 27 歳未満の者。  
大学院生は、修士課程（博士前期課程）の 1 年次又は一貫制博士課程の 1 年次に入学する 35 歳未満の者。
- （2）学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- （3）他の奨学金を受給していない者。
- （4）奨学金の給付期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。  
交流会：2023 年 10 月 21 日（土）～22 日（日）開催予定  
採用証書授与式：2023 年 10 月 23 日（月）開催予定
- （5）奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注 1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。  
フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ  
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注 2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注 3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

## 2.奨学生採用予定人員

20名

## 3.奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 120,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

## 4.奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 2 年間とする。(2023 年 4 月から 2025 年 3 月まで)

## 5.応募の手続き

- (1) 奨学生に応募する留学生は、学部学生〈別紙様式 1-1、1-2〉又は大学院修士課程(博士前期課程)〈別紙様式 2-1、2-2〉の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。なお、すべての申請用紙に自筆で日本語で記入すること。

**【注意】** 記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 指導教員等の推薦理由書〈別紙様式 1-3 又は 2-3〉(当該様式のみ本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可)
- イ. 在留カードのコピー(表裏)〈別紙様式 1-5 又は 2-5〉
- ウ. 学業成績証明書
- エ. GPA 証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- オ. 在学証明書

- (2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書〈別紙様式 1-4 又は 2-4〉を添え、本財団に推薦する。

**【注意】** 封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却致しませんのでご了承ください。

## 6.応募締切日

2023 年 4 月 17 日(月)(当日消印有効)

## 7.選考及び決定

本財団は、5 により大学から推薦(学部学生 1 名、大学院修士課程(博士前期課程) 1 名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。

その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2023 年 5 月中旬頃を予定)

## 8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生として適性を欠くと認められるとき。

## 9.奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。

## 10.奨学金の打ち切り

奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断される時。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。  
ただし、指導教員の転勤等により奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。

## 11.転 退 学

奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

## 12.返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

## 13.報告書の提出

本財団が、奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。

## 14.届出の義務

奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から

届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

## 15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者としな

### 申請書提出先・問合せ先

〒 600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地

ヤサカ四条烏丸ビル 9 階

公益財団法人 S G H 財団 事務局

TEL 075-255-9310

FAX 075-255-9311

MAIL [info\\_ss@sgh-foundation.or.jp](mailto:info_ss@sgh-foundation.or.jp)

URL <https://www.sgh-foundation.or.jp>

### 個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。

# 〈博士後期課程〉

公益財団法人SGH財団

2023年度

## 私費外国人留学生特定奨学生募集要項

2023年度特定奨学生募集について、博士学位取得を目指す日本の大学の大学院博士課程に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「特定奨学生」という）を下記の要項により募集する。

### 記

#### 1. 応募資格

特定奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2023年4月1日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

- （1）博士後期課程2年次、4年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）3年次又は一貫制博士課程4年次に進学する35歳未満の者。
- （2）学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- （3）他の奨学金を受給していない者。
- （4）奨学金の給付期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。

交流会：2023年10月21日（土）～22日（日）開催予定

採用証書授与式：2023年10月23日（月）開催予定

- （5）特定奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。

フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ  
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

## 2. 特定奨学生採用予定人員

5 名程度

## 3. 奨学金

特定奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 180,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

## 4. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 2 年間とする。(2023 年 4 月から 2025 年 3 月まで)

## 5. 応募の手続き

- (1) 特定奨学生に応募する留学生は、大学院博士後期課程〈別紙様式 3-1、3-2〉(様式 3-2-3、3-2-4 のみ本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可) の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。申請には、所定の用紙内に収まるように記入すること。なお、すべての申請用紙に自筆で日本語で記入すること。(ダウンロード可の様式を除く)

**【注意】** 記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 指導教員等の推薦理由書〈別紙様式 3-3〉  
(本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可)
- イ. 在留カードのコピー(表裏)〈別紙様式 3-5〉
- ウ. 学業成績証明書(修士修了時の成績証明書を提出)
- エ. GPA 証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)
- オ. 在学証明書

- (2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書〈別紙様式 3-4〉を添え、本財団に推薦する。

**【注意】** 封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却致しませんのでご了承ください。

## 6. 応募締切日

2023 年 4 月 17 日(月)(当日消印有効)

## 7. 選考及び決定

本財団は、5 により大学から推薦(大学院博士後期課程 2 名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。  
その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2023 年 5 月中旬頃を予定)

## 8.奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、特定奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 特定奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 特定奨学生の学業又は性行等の状況により、特定奨学生として適性を欠くと認められるとき。

## 9.奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。

## 10.奨学金の打ち切り

特定奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切りすることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断される時。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。  
ただし、指導教員の転勤等により特定奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団特定奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断される時。

## 11.転 退 学

特定奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

## 12.返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

## 13.報告書の提出

本財団が、特定奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。また、学位を取得した時点で、学位授与証明書（コピーも可）を提出すること。

## 14.届出の義務

特定奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届出なけ



ればならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、保証人及び家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

## 15.注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者としな

### 申請書提出先・問合せ先

〒 600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地

ヤサカ四条烏丸ビル 9 階

公益財団法人 S G H 財団 事務局

TEL 075-255-9310

FAX 075-255-9311

MAIL [info\\_ss@sgh-foundation.or.jp](mailto:info_ss@sgh-foundation.or.jp)

URL <https://www.sgh-foundation.or.jp>

### 個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。